

根室市避難行動要支援者避難支援全体計画

1. 目的

この計画は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れのある場合に自ら避難することが困難であつて、その円滑かつ迅速な避難確保のため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）について、避難の支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）の作成、及び避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）を定め、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制の確立を目的とする。

2. 要配慮者の把握

市長は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要配慮者（要介護者や障がい者など）の情報を集約する。

また、市が把握していない情報で避難行動要支援者名簿の作成のため必要があるときは、北海道知事、その他の者に対して情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

3. 避難行動要支援者名簿に掲載する者

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次に掲げる在宅の者であつて、災害時に自力で避難できなく、かつ、家族等の支援を得られない者のうち、申し出のあつた者とする。

- (1) 要介護認定者 … 介護保険の要介護認定で、要介護3以上である者
- (2) 身体障がい者 … 身体障がい者手帳（1～2級）の交付を受けている者
- (3) 知的障がい者 … 療育手帳の交付を受け、程度区分がAである者
- (4) 精神障がい者 … 精神障がい者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者
- (5) 疾病や妊娠等により一時的に支援が必要な者
- (6) 前5号のほか、要支援者として市長が認める者

4. 避難支援等関係者となる者

次に掲げる者を避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者とする。

- (1) 消防機関
- (2) 根室警察署
- (3) 民生委員
- (4) 根室市社会福祉協議会
- (5) 自主防災組織及び町内会
- (6) 前各号のほか、避難支援等関係者として市長が認める者

5. 名簿の作成

- (1) 市長は、別紙「根室市避難行動要支援者名簿の情報提供同意書」（第1号様式。以下「同意書」という。）により平常時から予め避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意した者について避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

避難行動要支援者名簿の記載事項

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

- (2) 市長は、平常時から避難行動要支援者の把握に努め、名簿を最新の状態に保つように努める。
- (3) 名簿は、市民福祉部介護福祉課に備え、適正な情報管理を行う。

6. 名簿情報の提供

- (1) 市長は、同意書により、平常時から予め避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意した者の名簿情報を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。
- (2) 市長は、名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう指導する。

適正な情報管理

- ①自主防災組織及び町内会への名簿情報の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域に限り提供する。
- ②避難支援等関係者は、名簿を取り扱う者を限定し、名簿の提供を受けた際には、「避難行動要支援者名簿に関する受領書」（第2号様式。以下「受領書」という。）を市長に提出しなければならない。
- ③避難支援等関係者は、施錠可能な場所に名簿を保管するなど、名簿情報漏えいの防止に必要な措置を講じ、適切に管理しなければならない。なお、万が一、名簿を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
- ④市長の許可なく名簿情報を複製してはならない。
- ⑤名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

7. 不同意であった者への避難支援

- (1) 災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために名簿情報の提供が特に必要であると市長が認めるときは、その同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。
- (2) 市長は、緊急に名簿情報を提供する場合の名簿情報漏えい防止のための必要な措置を講ずるよう努め、避難支援等関係者その他の者に対し適正な情報管理を図るよう指導する。

適正な情報管理

- ①市長の許可なく名簿情報を複製してはならない。
- ②市長は、災害対応収束後、速やかに提供した名簿を回収する。
- ③名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

8. 避難のための情報伝達

- (1) 市は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合においては、根室市地域防災計画に基づき避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令・伝達を適切に発令し、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難行動を行うことができるよう努める。
- (2) 市は、緊急かつ着実な避難指示等が伝達できるよう、多様な手段を活用して情報伝達を行う(防災行政無線、市広報車、電話、市ホームページ、フェイスブック等)。

9. 避難行動要支援者の避難支援

- (1) 避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難支援を実施する。
ただし、避難支援等関係者は自らの安全や家族等の安全が前提であり、可能な範囲で避難支援等を実施する。
- (2) 避難支援等関係者は、避難準備情報、避難勧告、避難指示等が発令されたときは、名簿を活用して着実な情報伝達及び安否の確認、避難の支援を実施する。
- (3) 市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

10. 個別計画の策定

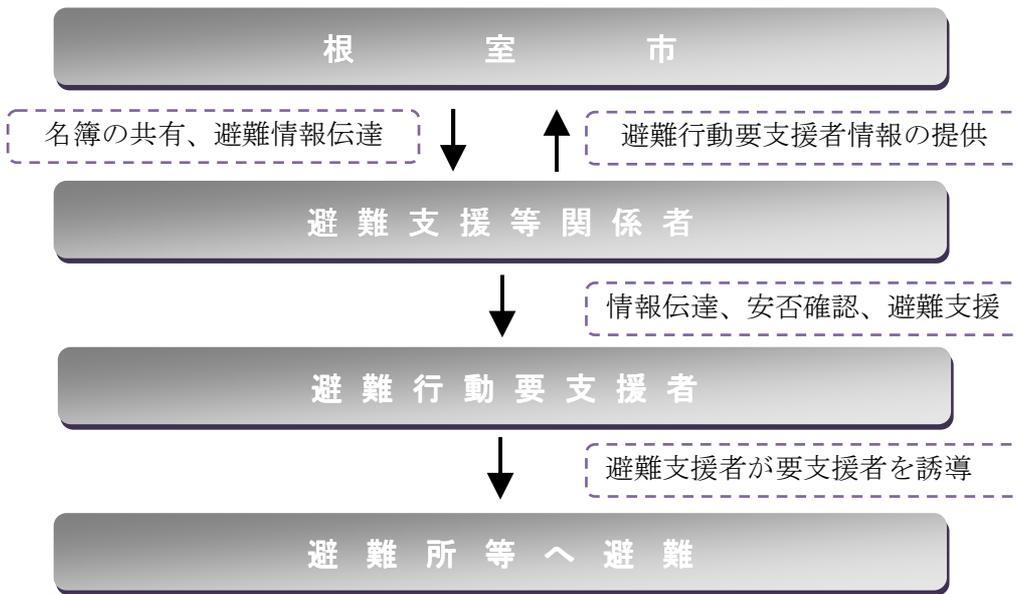
避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者ごとに具体的に記載する個別計画を策定する。

- (1) 市は、地域の特性や実情を踏まえ、避難行動要支援者と具体的な打合せを行い、個別計画を作成する。
- (2) 個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難場所、避難経路等を記載する。
- (3) 平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が連携して、避難支援等の具体的な支援方法について打合せを行うよう努める。
- (4) 自主防災組織や町内会、民生委員等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整役としてのコーディネーターとしての協力を求める。
- (5) 避難支援等関係者、特に自主防災組織や町内会は、隣近所で声を掛け合うなど、日頃からのコミュニケーションづくりに心がける。

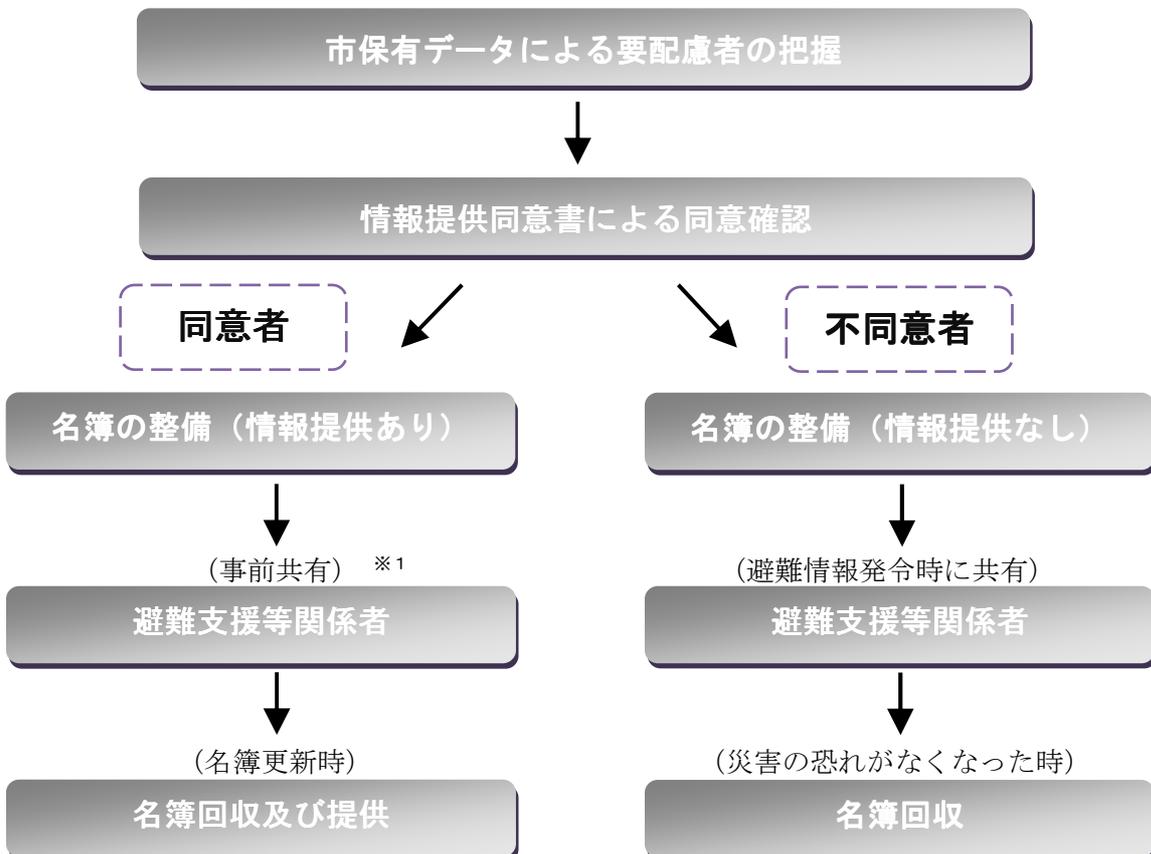
11. その他

- (1) 避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まるが、災害時の避難行動の支援が必ず保証されるものではない。
- (2) この計画は、必要に応じて見直しを行う。
- (3) この計画は、平成26年9月26日から実施する。

【1】避難支援フロー



【2】名簿の整備及び管理



※1 避難支援等関係者への事前共有については、受領書の提出が必要。